

第10回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成17年12月21日(水)午後2時~
ところ ふれあい福祉センター 5階ホール

1 地域マネージャーについて(三重県四日市市の事例紹介)

- ・三重県四日市市は人口30万規模。町村合併で大きくなった市で、長野市と沿革も似ている。四日市市は、支所を地区市民センターと呼んでおり、市内に23ある。地区市民センターは、旧町村役場がそのまま市民センターになったような状況。四日市市でも近年地域の活性化が課題。地域づくりをどう進めていくかということが課題となっていた。
- ・平成16年度から地域マネージャーの設置に関する規則に基づき、配置をし始めている。平成16年度は、まず試行的に4つのセンターに配置をした。公募をかけ、1名ずつ選任。身分は非常勤の特別職。報酬は月額23万円。民間企業に勤めて来た方。民間経験のある方などを中心に公募した。希望するセンターの管内に居住して、休日とか夜間の会合とか行事には必ず出席するという条件。平成17年度は新たに8つのセンターで公募。
- ・地域マネージャーの課題は、地域の課題は多種多様で、地域マネージャーに何でも押し付けられれば良いということではない。地域マネージャーに何を期待するのか明確にして、制度の充実を図っていくことが必要。
- ・四日市市にも住民自治協議会のような組織があり、その核になる人材として、民間経験のある人を登用するもの。

2 追加資料について

- ・支所長の権限は、今の課長級では支所で解決できることが殆ど無い。内部規定で定めて課長級よりはもう少し上の権限を与えるような形が必要。

現時点の支所の役割では部長級の権限まで持つ必要は無い。基本的に支所は、住民自治の活動支援と位置付けている。現行の支所長の課長級という想定。

支所の支所長である課長級の人にその他の課長級の人よりも重い責任を負わせて、処遇は課長級並みというのは、組織のマネジメントからすると、甚だ都合が良くないという印象がある。程度の問題であるなら検討の必要はあるかも知れないが。
- ・支所長の権限を事務処理規則で定め、スピーディーな事務処理ができる体制が必要。
- ・地域総合事務所3ヶ所とした場合、269人が必要とあるが、地域総合事務所を設けなかった場合、この269人は本庁へ全部戻らと思うが、本庁で必要な職員数は269人よりも少なくて間に合うはずだと考えるが。

現人員の中で、こういう対応ができるのではないかと積算であり、ロス分というものは想定していない。
- ・合併地域の支所は、どのくらいの数字をみてあるのか。

合併の支所には、それぞれ施設があり、その施設の職員を入れて試算をしている。支所は、5人~6人という想定で積算をしている。
- ・地域総合事務所で269人、支所連絡所で14人が、都市内分権による増だが、本庁の294人の減と本庁外の60人の減の他に、どんな要素があって減員になっているのか。

あくまでも移行する事務事業に従事している職員を動かしたという内容。支所連絡所には、地域総合事務所の所属職員であるという考えで土木担当、産業振興等の職員は含まれていない。増減の内容は、本庁の294人のうち正規職員が219人の減。内訳は、地域総合事務所へ144人、支所へ27人。将来的に住民自治協議会の方へお願いできる業務が2人。職員を削減見通しから46人で、合計マイナス219人。それから、嘱託臨時は

75人の減。地域総合事務所へ67人移行。住民自治協議会へ移行する業務が8人分。それから、本庁外が60人の減。正規職員33人分は、地域総合事務所へ22人。削減見通しの削減分が11人。嘱託臨時は、地域総合事務所へ23人。住民自治協議会へ移行する業務が4人分という内訳。

- ・地域総合事務所を3ヶ所とした場合に296人ということだと、1ヶ所90人くらい。例えば4ヶ所とか5ヶ所とかになった場合は、プラス90人くらい必要になるということか。

基本的に、3ヶ所が限度で、そのシミュレーションしかしていない。

- ・「財政構造改革プログラム」は答申された。「第三次定員適正化計画」は、いつごろになるか。審議会の途上揃った場合、このシミュレーションについて、更に提出いただけるのか。

「財政構造改革プログラム」については、これからやっていくということで、たぶん年度内は無理。「第三次定員適正化計画」については、審議会に出せるかどうかわからない。

- ・市の防災計画では、支所連絡所の体制とあるが、支所には職員が少数しかいないので、実際には、地域の防災体制はできていないということ。

昨年の台風被害の時も、一部の支所等で十分な体制が取れなかった。現在庁内で災害対応検討委員会を開いており、地区に住んでいる職員の応援体制をとれないかということを検討している。災害時にはすぐ支所へ駆けつけて、鍵を開けて、連絡体制をとるという応援をする災害対応支援職員の検討を進めている。

- ・支所長にある程度権限を与えてやらなければ駄目だということ。例えば、災害本部では自主避難についての言及がなく、結局最終判断は区長がせざるを得ない。支所長もいるが、権限を与えられていないから言えない。支所長も本部からの許可が無い限り指令を出せない。だから、そういうことを入れておくべきだ。

- ・昨年の水害時に、支所長にその権限がないため、排水機場のポンプのスイッチを入れられなかった。水害は緊急性を追求されるので、ある程度支所長に権限を与えておかないといけない。

常時の権限でなくても、非常時に「おまへの判断でやれ」というような内容で、よろしいのではないか。

- ・職員研修は、各地区によって事情が違うので、それぞれに合った形での内容になっていけばいい。対応については具体的などころが出てきたら見えてくる。

- ・研修について市民レベル云々という話があったが、市の行政と末端で密接に関連している区長会との連動、調整の案はあるか。

住民自治協議会で展開していくべきである。具体的な構想はしていない。支所、住民自治協議会と連携をとりながら、意識の向上を図りたい。

- ・支所長の権限は、事務分掌の中でうたっておかなければ、いざというとき困る。住民に不安感を与えてはいけないし、行政の役割として果たし得ない。次回、事務分掌の中で、支所長として課長職と違ったものがどういうものがあるかまとめて資料提供していただきたい。

支所長の権限は、既に支所長の区割りの資料も出している。答申の素々案に反映できるかどうか検討したい。

3 答申素々案について

- ・「はじめに」と「新たなシステムの必要性」は一緒にして、「はじめに」なり「都市内分権の必要性」とすべき。

- ・「第3」は要らない。地域総合事務所は今後時期を改めて検討すると整理されている。大きな柱を立てて表現されていると何のことだかわかりにくい。記述を否定しているわけではないが、項目としては要らない。

- ・「新たなシステムの構築に向けて」は、「終わりに」とすべき。こんなスケジュールでやっていくとかというようなことでいいのではないか。

- ・地方分権の流れについて、どこかで触れる必要がある。
- ・「新たなシステムの必要性」には、住民自治組織を支える行政機構の権限の移譲とか、地域総合事務所も含めた位置付けが必要。
- ・「第3」は今後の議論になっていくので、今度の答申の中でも残していくべき。
- ・地域総合事務所の設置については、二つの柱の非常に大きい柱。項目としてそれを明記しておくことが大事。
- ・総合事務所は全く要らない、答申にも書かなくていい。総合事務所が実際に何をやるかというものが示されれば論議のしようがあるが、事業が屋上屋になるだけで無駄なものが出てくる。都市内分権という考えの中で、仕事を身近なところへ下ろすという論理はわかるが、支所へ下ろした方が身近で、総合事務所は要らない。
 今日の資料4で一応示している。ここは意見が分かれているから載せないということはないし、屋上屋については一方の意見でしかない。審議会で比較的時間を要して議論したことを、答申の中に盛り込んで、今後考えましょう、という形で示しておくことは、決して意味のないことではない。むしろ、答申を読んだ市民が、審議会で何が問題になったのかということを知っていただく証拠にもなる。地域総合事務所については、市民の皆さんと一緒に考えるということが必要になると思う。決して盛り込むことについては意味のないことではないし、むしろ意義のあること。
- ・将来的に各地区の自治協議会をまとめる組織というのは、考えているのか。
- ・「当分の間」とあるが、ある程度の目標、何年度ぐらいまでに全地域へ組織化するというような期間の目標がない。
- ・審議会としての合意事項を優先すべき。「第3」については一番最後に。「第4」については一つ上にあげて「第3」として「都市内分権の具体的スケジュール」と明確にする。「第4」を、「総合事務所についての審議経過」とはっきり謳う。最後に載せた方がもっとすっきりする。はっきり要らないという方もいる。この部分については、賛成論と反対論があって答申に至らないと明確にした方がいい。
- ・独立した項目として、というご意見もあるが、中身を出すということでご理解いただきたい。
- ・支所長の事務処理規則あるいは事務分掌は、素々案の中のどこで謳っていくか。
 8ページの「支所長の役割」に、趣旨を入れることで進めていきたい。
- ・目次の第2の「住民自治の拡充に向けた具体的な取組」の中の2の(2)、7ページの表記と違っている。
- ・12ページの実施スケジュールの「平成18年度に各支所へ地区活動支援担当職員を配置する必要があります」とあるが、地区の実情は、全部違う。例えば、職員30人用意して全部貼り付けるといような乱暴な考え方でやったら、大変なことになる。
- ・11ページ、「市の縦割りの中で、無駄を省き」とあるが、いかにも今、長野市の行政は縦割りをやっているとあまりにも認め過ぎている。
 これは委員のご意見なので、いいのではないか。
- ・素々案については、個別については、これからで、枠組みは、みんな了解したという解釈でいいか。
 とりあえずは、ご了解をいただいた。
- ・持ち帰って、次回の審議会までなるべく早く、事務局の方にご意見を示していただきたい。次回から個別の文言、表現、内容をご審議いただきたい。

以上